

2014. 2. 22

国体ウインドサーフィン級規則改正に関する質問及び回答

国体ウインドサーフィン級規則改正（2013. 1. 1）以降、JSAF 国体委員会に寄せられた質問について下記のとおり回答しました。

質問(1) 2013. 9. 10

「国体ウインドサーフィン級規則変更によるよくある質問（JSAF 国体委員会 HP 2013. 2. 16）」において、「規則 7. 1 に記載されている特注品については、仕様がカタログ等に公表されていて同一の仕様で作られ誰でも購入できるもの以外が特注品に該当する。」と記載されている。

国体の競技開始日に生産が間に合わない場合は特注品に該当するのではないかと。また、世間に公表周知されていない場合及び公表されていることが非常に判りにくい場合は、特注品に該当するのではないかと。

対象：Zip Panther、Zip Tiger II

回答(1) 2013. 9. 17

調査、検討した結果、ZIP パンサー及びタイガー II は、国体ウインドサーフィン級規則 1. 7 を満足している。特注品には該当しない。

なお、今後、国内で開発され市販される予定のボードについては、日本ウインドサーフィン協会のホームページに公開するよう要請する。

質問(2) 2014. 1. 9

「国体ウインドサーフィン級規則（2013. 1. 1 改正）に合致している「PHANTOM 295」が破損したため、取り替えを要求したところ、既に製造が中止されていた。

新たに販売されたボード「PHANTOM 295 II」については、マスト・トラック部分が国体ウインドサーフィン級規則 4. 1. 6 の 190 mm を越えている。このボードは規則違反となるのか。

回答(2) 2014. 1. 27

国体ウインドサーフィン級の「PHANTOM II (PHANTOM 295L)」の厚みについて、マスト・トラック部分は「国体ウインドサーフィン級規則 4. 1. 3」による部分的な起伏と判断しましたので、国体ウインドサーフィン級規則には違反していません。